

公 告

以下のとおり一般競争入札を実施するので、契約条項承知のうえ参加されたい。

分任契約担当官
陸上自衛隊別府駐屯地
第404会計隊長 阿南 徹

1 入札事項

契約実施計画番号	6S7D10000080									
調達要求番号	物品番号		単 位	数 量	銘 柄		納 地			指定
品 名					使用期限等	引 渡 場 所				
部品番号 または 規格						搬 入 場 所				検査
使用器材名					仕様書番号	納 期				包装
6SS81A20092 0001			ST	1.00		別府駐屯地				
配水槽補修工事						別府駐業管理科営繕班				
仕様書のとおり						別府駐業管理科営繕班				
						平成29年3月31日（金）				

2 競争参加資格

防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）で、工事（土木一式工事及び建築一式工事）のA, B, C級の資格を有する者。

3 契約条項を示す場所

公告及び入札心得等については、別府駐屯地会計隊及び西部方面隊HPに掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

公 告	平成28年10月26日（水）	公告 第 55 号
説明会日時場所		
入札日時場所	平成28年12月9日（金）11時00分	別府駐屯地 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金	免除	契約保証金	免除
-------	----	-------	----

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式	総品目総額	契約方式	一般競争
--------	-------	------	------

7 注意事項

<p>1 競争参加資格 第2項の「建築一式工事」の部分は削除する。</p> <p>2 細部事項は別紙による。</p>	
--	--

入札公告(土木一式)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

平成28年10月26日

分任契約担当官
陸上自衛隊別府駐屯地
第404会計隊長 阿南 徹

1 工事概要

- (1) 工事名 : 配水槽補修工事
- (2) 工事場所: 陸上自衛隊別府駐屯地 大分県別府市大字鶴見4548-143
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
用途(土木)
土木工事、配水槽撤去・新設設置工事
- (4) 工期 : 平成29年3月31日まで
- (5) 現場説明会:実施しない(ただし、事前に調整のうえ現場を確認できるものとする。)
- (6) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 防衛省における平成27・28年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、2(4)に示す級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「土木一式工事」に係わる等級(資格審査結果通知書の記3の等級)がC等級以上であること。
- (5) 平成13年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記1(3)の工事を施工した実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に

専任で配置できること。

ア 一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。(建築工事のみ)

イ 平成13年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。

また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

- (8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号。28. 3. 31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 九州防衛局が発注した2(4)に上げた工事のうち、13年度以降平成28年度まで完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (12) 大分県、福岡県、熊本県、宮崎県内に建設業法の許可(当該工事に対応する建設業種)に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒874-0849 大分県別府市大字鶴見4548-143 陸上自衛隊別府駐屯地 第404会計隊 契約班 担当 阿南又は佐藤 TEL 0977-22-4311(内線338) FAX 0977-23-3433(直通)

②仕様書に関する問い合わせ先
〒874-0849 大分県別府市大字鶴見4548-143 陸上自衛隊別府駐屯地 業務隊管理科営繕班 担当 佐藤 TEL 0977-22-4311(内線463・316)

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 平成28年10月27日から同年11月15日まで

(行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前8時30分から午後17時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 交付場所

3(1)①の担当部局において交付を行う。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限: 平成28年11月15日午後3時00分

イ 提出方法: 3(1)①の担当部局に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限: 平成28年12月8日

イ 提出方法: 3(1)①の担当部局に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 :平成28年12月9日午前11時00分
イ 場所 :第404会計隊 入札室

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金:免除
- (3) 契約保証金:納付(保管金の取扱店:大分銀行別府支店)
ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁:防衛省)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1(予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3)以上とする。
なお公共工事履行保証証券による保証の場合は、「免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証(瑕疵担保特約(2年間)を付したものに限り。)を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 配置予定監理技術者の確認落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (10) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (11) 契約書作成の要否 :要
- (12) 資料のヒアリングを行う。
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)①に同じ。

- (14) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (15) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。
- (16) 詳細は、入札説明書による。